

## 明石市生ごみ処理機等購入助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、電動式生ごみ処理機又は生ごみ処理容器の購入に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、市民による生ごみの自家処理活動を推進し、もって家庭から排出される生ごみの資源化及び減量化並びに市民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電動式生ごみ処理機 電力等を利用して生ごみの資源化及び減量化を行う機器をいう。
- (2) 生ごみ処理容器 発酵、分解等による生ごみの資源化及び減量化を行う容器であって、電動式生ごみ処理機以外のものをいう。

### (助成の対象者)

第3条 この要綱による助成金(以下「助成金」という。)の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、第6条の規定による申請のあった日(以下「申請日」という。)において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有していること。
- (2) 市税の滞納をしていないこと。
- (3) 本人及び本人と同居する者が、申請日前5年間に於いて助成金の交付を受けていないこと。

### (助成対象機器等)

第4条 助成金の交付の対象となる電動式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器(以下「対象機器等」という。)は、市長が別に定める機能を有する電動式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日が属する年度内に助成対象者が購入したものであること。
- (2) 助成対象者が居住する住居に設置されていること。
- (3) 申請日が属する年度内に市内に転入した助成対象者が購入したものにあっては、当該転入後に購入されたものであること。

2 助成対象者が対象機器等を2台以上購入したときは、そのうちの1台に限り対象機器等とするものとする。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、対象機器等の購入に係る費用(消費税及び地方消費税相当

額を除く。)の2分の1に相当する額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、次の各号に掲げる対象機器等の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 電動式生ごみ処理機 30,000円

(2) 生ごみ処理容器 5,000円

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期間内に、明石市生ごみ処理機等購入助成金交付申請書にカタログその他の対象機器等の費用及び内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、その結果を、市長が別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定による助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者は、交付決定を受けた日から当該日の属する年度の末日までに明石市生ごみ処理機等購入助成金交付請求書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、同日までに提出することが困難であると市長が認める書類については、この限りでない。

(1) 領収書の写しその他の購入価格、費用の内訳、購入日及び販売店の名称を証する書類

(2) 対象機器等の製品保証書の写し又は取扱い説明書の写し

(3) 設置写真その他の対象機器等が助成対象者の居住する住居に設置されていることが確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第9条 市長は前条の請求を受けたときは、その内容を審査の上、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 交付決定を受けた日から第8条の規定による請求をする日までの間に市外へ転出したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 対象機器等を本来の目的以外の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金の交付をしているときは、当該助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(対象機器等の管理)

第11条 交付決定を受けた者は、設置した対象機器等について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、生ごみの資源化及び減量化に資する効果的な運用を図らなければならない。

(調査の協力)

第12条 交付決定を受けた者は、市長が対象機器等の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和6年4月1日以後に助成対象者が購入した対象機器等に係る助成金の交付について適用する。